

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、冷やかしやからかい、仲間外れ、無視、暴力行為などの直接的なものだけでなく、情報機器を介した誹謗中傷など間接的なものまで幅広く該当される。また、いじめがきっかけとなり、深く悩み傷ついている児童生徒が不登校や自殺未遂に発展してしまうケースやSNSの普及により地域や社会全体でもいじめに関する事例が全国的に増加している。

児童生徒が安心安全に学校生活を送り、希望や期待感を持って社会へ歩いていくためにも、望ましい人間関係を構築していく力や修復していく力、社会の変化に対応していく力を育成していくことが重要であり、いじめ問題への対応は学校として大きな課題であります。

そこで、本校では、児童生徒の発達の段階や障害特性を十分に考慮しながら、いじめの未然防止、早期発見、いじめの解消に向けて組織的に取り組んでいくために「いじめ防止基本方針」を定める。

令和7年(2025年)4月改訂

北海道夕張高等養護学校

いじめに対する基本方針といじめ防止の指導体制、組織対応について

1 日常指導の体制（いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制）

学校経営方針（一部抜粋）

- ・生徒の人権を尊重し、きめ細かく丁寧な教育を行い、一人一人の能力を確かに伸ばす学校を目指す。
- ・生徒の人権を尊重し、生活年齢や発達段階に応じた呼称、言葉遣い等に留意し、卒業後の生活につながる人間関係を築く。

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利や人格を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒は、いじめを行ってはいけない。

学校及び教職員の責務

教育活動全般を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団作りに努め、児童生徒が互いを認め合う力、粘り強く課題を克服していく力、相手の気持ちを考えたコミュニケーション能力を身に付けていく力を育てる。また、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応をしていくことや保護者、関係機関と連携を図りながら客観的な視点を取り入れて適切で迅速な対応に努めていくことが重要である。

いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、「いじめる側が悪い」と認識し、「いじめを受けた児童生徒にも何らかの原因がある」という考え方はあってはならない。
- ・いじめは、「生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、どの児童生徒にも起こり得る」と認識すること。
- ・「いじめの未然防止、早期発見、早期解消は、学校・教職員の重要課題」と認識し、推進していく。

いじめ防止のポイント

- ・いじめについて、正しい知識や共通認識を図り、いじめに対する意識の向上を図る。
- ・生徒が安心できる環境、わかる授業づくりを行う。
- ・他者の気持ちや考えに共感や尊重することができるなど、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

未然防止

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・生徒の実態と教室内の状況把握
- ・望ましい人間関係の形成
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・特別活動、道徳教育の充実
- ・教職員の資質向上

早期発見、早期対応

- ・生徒、保護者、地域住民からの情報収集、情報共有
- ・いじめアンケートの実施
- ・相談体制の確立
- ・信頼関係の構築、共感的理解
- ・客観的な視点、思考、判断
- ・組織的で一貫した対応

早期解消

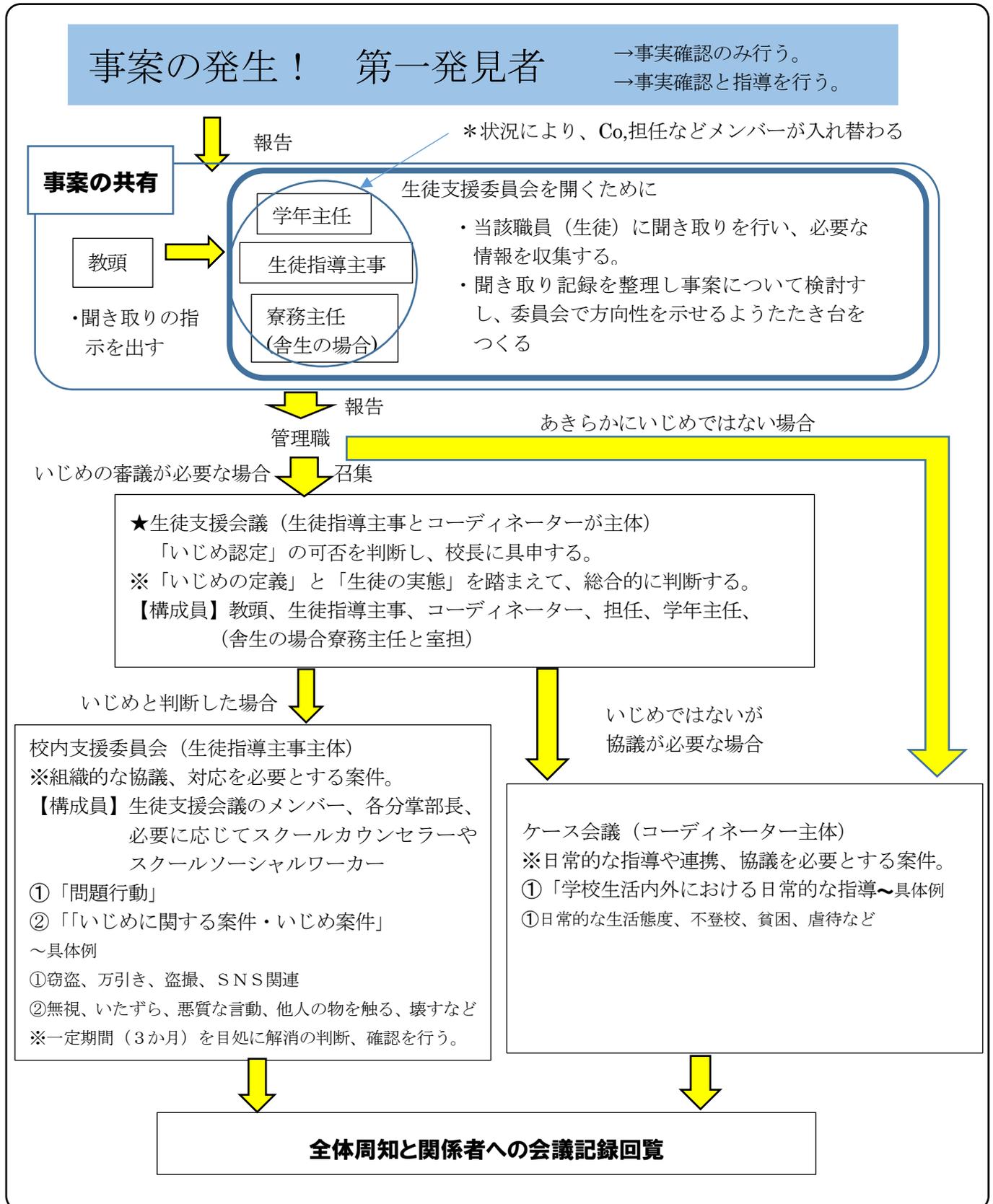
- ・被害生徒の心身のケア
- ・被害、加害生徒の状況把握
- ・安心安全な環境づくり
- ・警察など関係機関、専門家との連携
- ・いじめ行為の再発防止
- ・重大案件への抑止

いじめ防止対策委員会（校内支援委員会）

- 教頭、生徒指導主事、教務部長、地域連携部長、コーディネーター、進路指導部長、寮務主任、養護教諭で構成され、必要に応じて外部の専門家や関係機関と連携して対応を検討。
- ・運営計画、学校いじめ防止基本方針の作成、実行、検証、改善、周知
 - ・いじめアンケート調査の実施、分析、整理
 - ・相談窓口
 - ・保護者との連携
 - ・いじめに該当する事案も含めた情報収集、情報共有、事実関係の確認、指導方針の検討

校内支援委員会（いじめ防止等対策委員会）及びケース会議について

2 開催までの基本的な流れ（校内支援委員会とケース会議のイメージ）



A : 校内支援委員会 ※組織的な協議、対応を必要とする案件 : 生徒指導主事主体

一連の流れ

①教頭が招集を行い、生徒指導主事に必要な指示をする

②生徒指導主事が開催に当たっての調整（日程、参加者、事前検討、資料の作成依頼）及び運営（進行、記録）を行う。

③会議開催

★協議の視点

- 協議の目的の明確化と必要な情報の整理
- 予防と対応の側面からの協議
- 短期的、長期的視点からの協議
- 担当者及び学年、寄宿舍組織の動きなど校内体制、家庭との連携、外部機関との連携、校内支援委員会の開催時期等の計画、対象生徒や他生徒への配慮事項、及び情報共有の留意事項等についての整理

★協議の進行

- 経緯
- 案件の取扱
- 案件に係わっている生徒への指導及び担当者、期日
- 保護者への説明及び担当者、期日
- 謝罪を要する案件についてのアプローチ方法（対生徒・対保護者・対社会）
- 再犯防止の継続的な指導について（期間、内容など）

④結果報告

- ・職員朝会で、校内支援委員会で協議した事項の概要を報告する。
 - ・関係者に会議録を回覧する。
- （生徒指導主事 ※情報共有の留意事項に基づいて）

⑤備考

～いじめに関する案件～

◇いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第2条いじめの定義」文部科学省）

B : ケース会議※日常的な指導や連携等、協議を必要とする案件 コーディネーター主体

一連の流れ

①教頭が招集を行い、コーディネーターに必要な指示をする

②コーディネーターが開催に当たっての調整（日程、参加者、事前検討、資料の作成依頼）及び運営（進行、記録）を行う。※外部支援機関とも適宜連携調整。

③会議開催

★協議の視点

- 協議の目的の明確化と必要な情報の整理
- 予防と対応の側面からの協議
- 短期的、長期的視点からの協議
- 担当者及び学年、寄宿舍組織の動きなど校内体制、家庭との連携、外部機関との連携、ケース会議の開催時期等の計画、対象生徒や他生徒への配慮事項、及び情報共有の留意事項等についての整理

★協議の進行

- 経緯
- 案件の取扱
- 案件に係わっている生徒への指導及び担当者、期日
- 保護者への説明及び担当者、期日
- 謝罪を要する案件についてのアプローチ方法（対生徒・対保護者・対社会）
- 継続的な指導・支援について

④結果報告

- ・職員朝会で、ケース会議で協議した事項の概要を報告する。
- ・関係者に会議録を回覧する。
(コーディネーター ※情報共有の留意事項に基づいて)

⑤備考

～不登校に関する案件～

◇不登校の定義

連続又は断続して年間30日以上欠席し、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」もの。

→この定義に照らして、「不登校」の状態にある可能性が考えられる場合には、早急にケース会議において対応を検討することとする。

3 校内支援委員会（いじめ防止等対策委員会）年間指導計画について

	職員	生徒	保護者
4月	・運営計画、学校いじめ基本方針の確認	・いじめに関する学習（全校朝会）	・学校いじめ防止基本方針の周知（PTA総会）
5月		・相談週間 ・いじめアンケート調査	・いじめアンケート調査
6月		・栗山警察署職員による安全教室（総合）	
7月	・校内研修	・いじめの認知件数周知（全校朝会もしくはSHR）	・いじめの認知件数周知（HP・学校だより）
8月			
9月	・学校評価		・学校評価
10月		・相談週間 ・いじめアンケート調査	・いじめアンケート調査
11月	・校内研修		
12月	・年度末反省	・いじめの認知件数周知（全校朝会もしくはSHR）	・いじめの認知件数周知（HP・学校だより）
1月	・運営計画見直し		
2月			
3月			